# テナントの入居ゃ建物の増改築により 知らない間に消防法違反!?

テナントの入居や建物の増改築によって、知らない間に消防法違反となっていることがあります。 これらをお考えの方は、まず消防局に相談し、必要な届け出をしてください。

## ◆消防法違反の例

5階事務所 4階事務所

3階事務所 2階空室

1階空室





5階事務所 4階事務所 3階事務所 2階物販店

1階飲食店



事務所ビルの空テナントに 飲食店や物販店など不特定多 数の方が利用する用途が入居 すると、自動火災報知設備が 必要となる場合があります。

# ◆消防法違反はどうなる?

## 1. 行政処分の対象となります。

消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。 また、命令を受けると建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されるなど、 公示されることになります。



ホテル、飲食店、物販店など不特定多数の方が 利用する建物や病院、社会福祉施設など一人で避 難することが難しい方が利用する建物で、次の消 防用設備等が設置されていない違反建物を水戸市 のホームページに掲載します。







①屋内消火栓設備

②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備

# ◆必要な届け出は?

新しく店舗や事務所などを開店する場合、「防火対象物使用開始届出書」を 建物の使用を開始される日の7日前までに消防局へ届け出る必要があります。

消防局への相談、届出なく使用を開始した場合、消防法違反 に気が付かず、結果的に大切なお客さまや従業員を建物に招き 入れることになってしまいます。



#### ≪問合わせ先≫

### 水戸市消防局火災予防課

【事前相談・届出】

係 2029-221-0163 ● 杳察

【行政処分・公表】 ●違反対策係 ☎029-221-0644

※水戸市・城里町以外の建物については、管轄する消防本部にお問い合わせください。